

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第93期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 染谷 光男
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04)7123-5111
【事務連絡者氏名】	CHO 総務部長 天野 克美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 神山 隆雄
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 （東京都港区西新橋二丁目1番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第2四半期連結 累計期間	第93期 第2四半期連結 累計期間	第92期 第2四半期連結 会計期間	第93期 第2四半期連結 会計期間	第92期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	204,685	143,781	104,986	72,570	412,649
経常利益(百万円)	9,142	10,908	4,555	5,106	17,966
四半期(当期)純利益(百万円)	5,038	5,891	2,280	2,575	2,746
純資産額(百万円)	-	-	208,137	163,069	161,817
総資産額(百万円)	-	-	373,624	306,698	310,873
1株当たり純資産額(円)	-	-	890.87	780.67	774.61
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	25.57	28.52	11.24	12.47	13.59
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	25.57	-	11.24	-	13.59
自己資本比率(%)	-	-	49.1	52.6	51.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,010	6,167	-	-	22,452
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	35,538	5,793	-	-	46,548
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	22,995	5,028	-	-	19,819
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	30,961	22,503	27,783
従業員数(人)	-	-	7,499	5,346	5,226

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第93期第2四半期連結累計期間及び第93期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	5,346	(645)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用の嘱託、契約社員、協力社員を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,738	(245)
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用の嘱託を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
食料品製造・販売(百万円)	45,012	98.3
その他(百万円)	1,380	109.0
合計(百万円)	46,392	96.8

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメント毎に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
食料品製造・販売	しょうゆ(百万円)	20,981	97.1
	しょうゆ関連調味料(百万円)	8,856	104.7
	デルモンテ(百万円)	10,299	93.3
	酒類(百万円)	3,294	102.0
	その他食料品(百万円)	7,934	118.4
	計(百万円)	51,365	100.6
食料品卸売(百万円)		19,207	93.1
その他(百万円)		1,997	100.4
合計(百万円)		72,570	69.1

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第2四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成21年11月13日）現在において当社グループが判断したものであります。

（1）業績概況

当第2四半期連結会計期間における世界経済は、景気が底入れしつつあるという見方も出てきましたが、依然として不確実性の高い状況にあります。日本経済は、一部に持ち直しの兆しがみられるものの、設備投資や住宅投資は依然として低迷し、雇用・所得環境の悪化を背景に個人消費の先行きは明るくありません。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内においては、コカ・コーラ事業が連結対象外となったため大幅な減収となりましたが、食料品製造・販売事業は、豆乳飲料が引き続き好調に推移したこと、しょうゆ関連調味料が堅調に推移したこと等により増収となりました。海外においては、世界的な不況の影響を受けたことに加え、円高による為替換算の影響もあり減収となりましたが、現地通貨ベースでは増収となりました。

利益面では、食料品製造・販売事業の増収効果や、棚卸資産の評価方法を変更した影響もあり、円高による為替換算の影響や、コカ・コーラ事業連結対象外などの減益要因を吸収し増益となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間の連結業績は次の通りとなりました。

（食料品製造・販売事業）

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ等のしょうゆ関連調味料部門、トマト加工品・野菜果実飲料等のデルモンテ部門、みりん・ワイン等の酒類部門、豆乳飲料・業務用食材・米国市場における健康食品等のその他食料品部門からなり、国内外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

国内においては、加工用分野は前年同期を上回りましたが、家庭用分野、業務用分野で下回り、「特選丸大豆しょうゆ」や「減塩しょうゆ」等の750ml容器を投入したものの前年同期を若干下回りました。

海外においては、北米市場では、景気低迷の影響もあり加工用分野は前年同期を下回りましたが、家庭用分野、業務用分野は堅調に推移し、現地通貨ベースでの売上は前年同期を上回りました。欧州、アジア・オセアニア市場においては、為替換算の影響により減収となりましたが、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。この結果、全体として為替換算の影響により前年同期の売上を下回ったものの、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。

しょうゆ関連調味料部門

つゆ類は、家庭用分野では、主力商品である「本つゆ」は好調でしたが、「ストレートつゆ」が最需要期の気候の影響もあり苦戦いたしました。加工・業務用分野は堅調に推移し、つゆ類全体としては前年同期を上回りました。たれ類は、内食回帰の影響を受け「ステーキしょうゆ」、「生姜焼のたれ」、「わが家は焼肉屋さん」等が順調に売上を伸ばし、また、業務用分野における顧客層拡大の貢献もあり、全体として前年同期の売上を上回りました。「うちのごはん」は、積極的な商品開発・店頭販促活動に加え、新商品の「なすのみぞれ炒め」等の和風そうざいの素や「十目ひじき」等の混ぜごはんの素が着実に市場に浸透・拡大したことにより、前年同期の売上を大きく上回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ部門

国内市場においては、トマトケチャップ等のトマト加工品、ソース類は前年の売上を上回りました。飲料は、トマトジュースは順調に売上を伸ばしましたが、野菜ジュースは長引く野菜飲料市場全体の落ち込みの影響を受け、全体として前年同期の売上を下回りました。

海外市場においては、韓国での販売に苦戦するなど、前年同期の売上を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

酒類部門

本みりんは、加工・業務用分野では、内食回帰による外食産業縮小や産業給食の不振の影響を受け大型容器が苦戦しましたが、家庭用分野では、主力商品の「マンジョウ芳醇本みりん」1Lの取り扱い店舗数拡大や、小型容器の貢献により好調に推移し、全体として前年同期の売上を上回りました。ワインは前年同期を下回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

その他食料品部門

国内における豆乳飲料は、調製豆乳が回復し好調に推移していることに加え、新商品の「いちご」「爽香杏仁」の貢献もあり、前年同期の売上を大幅に上回りました。

北米市場における健康食品事業は、前期に取得したアレジー・リサーチ・グループ社の実績が上乘せされたこともあり、前年同期の売上を大きく上回りました。この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

以上の結果、食料品製造・販売事業の売上高は516億4千4百万円、営業利益は45億8千9百万円となりました。

(食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

北米市場においては、現地通貨ベースでの売上は順調に推移いたしました。欧州市場においては、日本食ブームが引き続き拡大し、現地通貨ベースでは順調な伸びを示しております。アジア・オセアニア市場も好調に推移し、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。

この結果、食料品卸売事業の売上高は192億5千8百万円、営業利益は10億6千5百万円となりました。

(その他の事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸及び運送事業等を行っております。

衛生検査薬、加工用酵素は好調に推移いたしましたが、臨床診断薬が苦戦し、前年同期の売上を下回りました。ヒアルロン酸は、前年同期並みに推移し、化成品全体として前年同期を下回りました。運送事業は、売上が順調に推移いたしました。

この結果、その他の事業の売上高は38億9千7百万円、営業利益は2億3千万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の連結業績は、売上高は725億7千万円、営業利益は58億8千7百万円、経常利益は51億6百万円、当第2四半期純利益は25億7千5百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、225億3百万円となりました。これは、第1四半期連結会計期間末に比べ現金及び現金同等物が2億6千3百万円増加したことによるものであります。

当第2四半期連結会計期間における活動ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、73億5千6百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益、減価償却費によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、30億6千6百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、31億3千6百万円の支出となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成19年6月26日開催の第96回定時株主総会において承認可決された当社定款第14条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記 の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をいただいております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来およそ90年の活動を行ってきました。

トップブランドとしてのキッコーマンしょうゆはもとより、国内においては、和風調味料、デルモンテ、マンジョウ、マンズワインなど、おいしさと健康を大切に、多くの製品をお届けしています。海外においては、日本の味・しょうゆを世界の味にすべく努力を重ね、「キッコーマン」（KIKKOMAN）ブランドは世界各地の工場から100以上の国々に出荷され、その国の食生活を味わい深いものにしていきます。また、微生物をコントロールする醸造技術から発展した、当社独自のバイオテクノロジーの分野でも、次々と新しいシーズを生み出し、医薬や酵素、健康食品などに応用されています。

このような活動のなかから、当社グループは、以下に掲げる5つの企業価値の源泉を複合的に組み合わせることにより、独自のビジネスモデルを構築しています。

1) 海外におけるしょうゆビジネスモデル

日本の食文化に根ざした調味料“しょうゆ”の世界トップブランドとして世界各地の食文化と融合しながら市場を開拓し、製造・販売拠点を設け、品質を含む競争力により、高収益を持続しています。

2) 海外ネットワーク

しょうゆ製造販売とともに東洋食料品卸の販売ネットワークを世界各地に構築し、日本食の浸透を追い風に市場を拡大するとともにノウハウを蓄積しています。

3) 研究開発力・技術開発力

しょうゆ醸造で培った醸造技術、微生物利用技術等とともに、国内外のグループ会社の研究開発部門、さらに資本業務提携による外部技術の獲得によりグループの開発力を向上させています。

4) ブランド力

各種ブランド調査の結果が示すように、伝統に支えられた安心と信頼のブランドとして、流通及び消費者に認知されています。

5) 企業の社会的責任

キッコーマンという会社が世の中にいつまでもあってほしいと思っていただけるように企業の社会的責任を果たすとともに、食文化や若者の国際交流、食育、地域貢献を実施し、社会の公器としての役割を担っています。

当社グループは、上記企業価値の源泉を活かし、企業価値をさらに向上させる方針であります。

しかしながら、近時、我が国の資本市場においても、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様へ強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。したがって、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、上記の通り、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術などを継承し、発展させることで獲得してきたものであります。これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するにあたり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するための、一定の合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成19年6月26日開催の第96回定時株主総会においてご承認をいただいております。その具体的内容は、下記 の通りです。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループでは、平成22年度から平成24年度に至るまでの中期経営計画を策定し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。また、平成20年6月18日開催の当社及び理研ビタミン(株)の両社取締役会において資本・業務提携を行うことを決議し、平成20年8月1日をもって(株)フードケミファを当社の完全子会社とするなど、グループの経営をより強く、安定したものにするために事業構造の変革をすすめております。

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

上述の通り、当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記 3）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が大規模買付行為に先立って、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、その情報に基づき特別委員会が当該大規模買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が終了し、対抗措置に関する当社取締役会の最終決定が行われた後に大規模買付行為が開始されるとするものです。

大規模買付ルールの概要は、以下の通りです。

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面（以下、総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供することとします。特別委員会はこれを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限（原則として当社取締役会が買付説明書を受領した後60日を上限とします。）を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則の順守を前提に特別委員会の意見も勘案し、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めるときは、直接又は当社取締役会を通じて、速やかにその旨を公表いたします。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」として、検討、評価、意見形成を行うものといたします。

特別委員会評価期間の開始の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会もしくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、その判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報及び当社取締役会から提供された情報・資料等（取締役会による企業価値向上のための代替案を含みます。）を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見（対抗措置の発動の是非に関する勧告を含みます。）を慎重に取りまとめることとします。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適宜適切に公表いたします。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は対抗措置発動の是非を勧告するに至らない場合には、必要な範囲で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います（なお、合理的な必要がある場合において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。当社取締役会は、本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。その場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示又は株主の皆様への説得等を行う可能性はありますが、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ）真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆる、グリーンメーラー）
- ）当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合
- ）当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っている判断される場合
- ）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合

- ）大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ）大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類・価額、内容、時期、方法、実現可能性を含むがこれに限らない）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ）大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ）大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

但し、特別委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、上記勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記（ ）乃至（ ）に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。
- 2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
- 3) 株主の合理的意思に依拠したものであること
当社は、平成19年6月26日開催の第96回定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、ご賛同を得ております。また、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする予定であり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
当社は、本方針において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。現在、3名の特別委員会の委員を選任しております。
- 5) 合理的な客観的発動要件の設定
本方針は、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- 6) 当社取締役の任期
当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様の意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本方針を廃止する可能性があります。

従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としております。そのため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト
(http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/070425_1.pdf)
に掲載しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10億3百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	㈱東京証券取引所 市場第一部 ㈱大阪証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
計	210,383,202	210,383,202	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成17年6月27日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	299(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	299,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,192(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,192 資本組入額 596
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

会社法に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成19年6月26日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	358 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	358,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,654 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,654 資本組入額 827
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 . 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

- 2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

平成20年6月24日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	383(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	383,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,224(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,224 資本組入額 612
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 . 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

- 2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

平成21年6月23日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	344(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	344,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,177(注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年10月1日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,177 資本組入額 589
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 . 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

- 2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	210,383,202	-	11,599	-	21,192

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,339	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,745	5.11
(株)千秋社	千葉県野田市野田339番地	6,720	3.19
(株)茂木佐	千葉県野田市野田370番地	6,140	2.92
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,959	2.36
(有)くしがた	千葉県野田市野田245番地	4,171	1.98
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,996	1.90
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,951	1.88
(株)丸仁ホールディングス	東京都港区芝浦2丁目15番6号	3,884	1.85
(財)野田産業科学研究所	千葉県野田市野田399番地	3,727	1.77
計	-	59,636	28.35

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,585,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,930,000	200,930	同上
単元未満株式	普通株式 4,868,202	-	同上
発行済株式総数	210,383,202	-	-
総株主の議決権	-	200,930	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数3個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	3,407,000	-	3,407,000	1.62
相互保有株式 理研ビタミン株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目9番18号	958,000	-	958,000	0.46
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	-	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市宮崎101番地8	10,000	-	10,000	0.00
計	-	4,585,000	-	4,585,000	2.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	908	975	993	1,139	1,196	1,179
最低(円)	779	880	920	905	1,069	1,098

(注) 株価は(株)東京証券取引所第一部の市場取引によるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1)役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 専務執行役員	C S O (最高戦略責任者) 経営企画室長	代表取締役 専務執行役員	経営企画室長	近藤 忠男	平成21年10月1日
取締役 常務執行役員	-	取締役 常務執行役員	プロダクト・マ ネジャー室長	根岸 康二	平成21年10月1日
取締役 常務執行役員	C H O (最高人事責任者) 総務部長	取締役 常務執行役員	総務部長	天野 克美	平成21年10月1日

なお、兼務者以外の執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1)役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	-	常務執行役員	生産本部長	二村 宏	平成21年10月1日
常務執行役員	-	常務執行役員	ナショナル・ セールス・マ ネジャー	福光 正則	平成21年10月1日
常務執行役員	C F O (最高財務責任者)	常務執行役員	-	山崎 孝一	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	副ナショナル・ セールス・マ ネジャー 兼 近畿支社長	西村 修憲	平成21年10月1日
執行役員	コーポレート コ ミュニケーション 部長	執行役員	広報・I R部長	中村 隆晴	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	野田工場長	阿部 悟	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	首都圏支社長 兼広域営業本部長	松崎 文治	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	加工用営業本部長	下山田 英一	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	業務用営業本部長	佐々木 敏	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	プロダクト・ マネジャー	唐澤 信太郎	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	商品開発本部長	濱田 孝司	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	高砂工場長	安藤 公夫	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	営業企画部長 兼 ナショナル・ セールス・ マネジャー補佐	加瀬 泰美	平成21年10月1日
執行役員	-	執行役員	プロダクト・ マネジャー	藤村 公苗	平成21年10月1日

(注) 当社は平成21年10月1日付で持株会社制に移行しております。

当社を分割会社とする会社分割により、食品製造・販売事業等、飲料事業及び経理・人事等の間接業務を事業会社に承継いたしました。それに伴い、事業会社への職務の承継が一部行われております。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,409	28,855
受取手形及び売掛金	40,792	40,524
有価証券	130	130
商品及び製品	19,905	19,794
仕掛品	8,352	6,267
原材料及び貯蔵品	3,164	2,903
繰延税金資産	4,700	4,920
その他	8,693	10,582
貸倒引当金	612	626
流動資産合計	108,538	113,353
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	39,836	41,427
機械装置及び運搬具(純額)	32,322	33,402
土地	16,123	16,281
リース資産(純額)	313	283
建設仮勘定	5,256	2,686
その他(純額)	2,620	2,590
有形固定資産合計	96,472	96,671
無形固定資産		
のれん	29,394	30,171
商標権	226	627
その他	2,145	2,042
無形固定資産合計	31,766	32,840
投資その他の資産		
投資有価証券	53,199	50,765
長期貸付金	2,542	2,412
繰延税金資産	944	1,393
その他	16,187	16,184
貸倒引当金	2,953	2,749
投資その他の資産合計	69,920	68,007
固定資産合計	198,159	197,519
資産合計	306,698	310,873

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,579	13,854
短期借入金	11,044	10,741
リース債務	154	127
未払金	9,203	10,312
未払法人税等	2,292	6,169
賞与引当金	2,547	2,198
役員賞与引当金	39	79
その他	4,843	5,084
流動負債合計	44,704	48,570
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	24,050	26,209
リース債務	172	197
繰延税金負債	1,806	1,503
退職給付引当金	4,015	3,399
役員退職慰労引当金	1,124	1,340
その他	7,754	7,834
固定負債合計	98,923	100,485
負債合計	143,628	149,055
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	21,211	21,212
利益剰余金	148,874	146,082
自己株式	3,852	3,811
株主資本合計	177,833	175,082
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500	996
繰延ヘッジ損益	19	12
為替換算調整勘定	16,205	13,209
在外子会社の年金会計に係る未積立債務	822	822
評価・換算差額等合計	16,547	15,016
新株予約権	202	106
少数株主持分	1,581	1,644
純資産合計	163,069	161,817
負債純資産合計	306,698	310,873

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	204,685	143,781
売上原価	125,387	82,878
売上総利益	79,298	60,903
販売費及び一般管理費	¹ 69,621	¹ 48,781
営業利益	9,676	12,121
営業外収益		
受取利息	259	69
受取配当金	353	279
持分法による投資利益	126	213
受取賃貸料	317	315
その他	1,349	644
営業外収益合計	2,406	1,521
営業外費用		
支払利息	672	791
その他	2,267	1,943
営業外費用合計	2,940	2,735
経常利益	9,142	10,908
特別利益		
有形固定資産売却益	1,040	37
投資有価証券売却益	-	0
投資有価証券清算分配金	-	4
特別利益合計	1,040	42
特別損失		
固定資産除却損	-	382
投資有価証券評価損	28	452
ゴルフ会員権評価損	8	30
退職特別加算金	154	-
たな卸資産評価損	33	-
CI変更費用	355	-
関係会社社名変更費用	-	63
持株会社制移行費用	-	224
特別損失合計	579	1,152
税金等調整前四半期純利益	9,603	9,797
法人税等	² 4,348	² 3,857
少数株主利益	216	48
四半期純利益	5,038	5,891

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	104,986	72,570
売上原価	64,600	41,858
売上総利益	40,386	30,712
販売費及び一般管理費	¹ 35,323	¹ 24,824
営業利益	5,062	5,887
営業外収益		
受取利息	109	30
受取配当金	28	17
負ののれん償却額	-	145
持分法による投資利益	68	99
受取賃貸料	158	147
その他	530	183
営業外収益合計	895	624
営業外費用		
支払利息	366	388
その他	1,035	1,017
営業外費用合計	1,402	1,406
経常利益	4,555	5,106
特別利益		
有形固定資産売却益	73	1
投資有価証券売却益	-	0
投資有価証券評価損戻入益	119	4
特別利益合計	192	6
特別損失		
固定資産除却損	-	105
投資有価証券評価損	28	452
ゴルフ会員権評価損	8	30
退職特別加算金	106	-
CI変更費用	153	-
関係会社社名変更費用	-	0
持株会社制移行費用	-	224
特別損失合計	296	813
税金等調整前四半期純利益	4,451	4,299
法人税等	² 1,982	² 1,701
少数株主利益	188	22
四半期純利益	2,280	2,575

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,603	9,797
減価償却費	8,241	6,005
退職給付引当金の増減額(は減少)	278	717
確定拠出年金移行に伴う未払金の増減額(は減少)	806	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	372	215
受取利息及び受取配当金	613	348
支払利息	672	791
持分法による投資損益(は益)	126	213
有形固定資産売却損益(は益)	1,040	76
投資有価証券売却損益(は益)	-	0
有形固定資産除却損	270	501
投資有価証券評価損益(は益)	28	452
売上債権の増減額(は増加)	273	1,034
たな卸資産の増減額(は増加)	3,842	3,111
仕入債務の増減額(は減少)	289	1,129
その他	1,717	586
小計	13,438	13,809
利息及び配当金の受取額	835	552
利息の支払額	684	785
法人税等の支払額	3,579	7,408
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,010	6,167
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,749	7,463
有形固定資産の売却による収入	1,441	86
無形固定資産の取得による支出	101	430
投資有価証券の取得による支出	26,906	547
投資有価証券の売却による収入	12	59
貸付けによる支出	317	153
貸付金の回収による収入	272	2,495
その他	190	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,538	5,793

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	27,503	1,610
長期借入金の返済による支出	624	191
自己株式の取得による支出	489	37
配当金の支払額	2,915	3,105
少数株主への配当金の支払額	351	8
その他	126	75
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,995	5,028
現金及び現金同等物に係る換算差額	405	626
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,125	5,280
現金及び現金同等物の期首残高	32,984	27,783
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	22	-
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	125	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	30,961	22,503

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成20年9月26日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い第1四半期連結会計期間から当会計基準を適用し、当社及び一部の連結子会社の棚卸資産(しょうゆの原材料(包装材料を除く)・仕掛品・製品)の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は2,514百万円増加しております。</p> <p>当該影響額は、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額(売上原価)と、当第2四半期連結累計期間の払い出し数量に当期受入高の平均単価を乗じた金額との差額(当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額)により算定しております。</p> <p>当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産はしょうゆの原材料(包装材料を除く)、仕掛品、製品であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は55百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は175,611百万円であります。 2 保証債務 連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額) JFC NEW ZEALAND LIMITED 13百万円 (株)イチマル水産 413 ヤグチ物流(株) 232 上海申万醸造有限公司 420 従業員 2 計 1,083	1 有形固定資産の減価償却累計額は175,784百万円であります。 2 保証債務 連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額) JFC NEW ZEALAND LIMITED 15百万円 (株)イチマル水産 288 ヤグチ物流(株) 276 上海申万醸造有限公司 420 従業員 3 計 1,004

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料 18,244百万円 人件費 17,369 賞与引当金繰入額 1,827 役員賞与引当金繰入額 79 退職給付費用 904 役員退職慰労引当金繰入額 150 2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料 12,992百万円 人件費 10,527 賞与引当金繰入額 1,525 役員賞与引当金繰入額 39 退職給付費用 888 役員退職慰労引当金繰入額 23 2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料 9,431百万円 人件費 9,152 賞与引当金繰入額 620 役員賞与引当金繰入額 40 退職給付費用 440 役員退職慰労引当金繰入額 32 2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 販売手数料 6,730百万円 人件費 5,252 賞与引当金繰入額 780 役員賞与引当金繰入額 20 退職給付費用 482 役員退職慰労引当金繰入額 10 2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 32,160	現金及び預金勘定 23,409
有価証券勘定 130	有価証券勘定 130
計 32,290	計 23,540
預入期間が3ヵ月を超える定期 預金 1,328	預入期間が3ヵ月を超える定期 預金 1,037
現金及び現金同等物 30,961	現金及び現金同等物 22,503

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株数 210,383千株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株数 3,784千株

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 202百万円

(注)上記のストックオプションとしての新株予約権は、当第2四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,105	15	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

	食料品製造・販売 (百万円)	食料品卸売 (百万円)	コカ・コーラ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	51,047	20,627	31,321	1,989	104,986	-	104,986
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	252	51	38	1,802	2,144	(2,144)	-
計	51,299	20,679	31,360	3,792	107,131	(2,144)	104,986
営業利益	3,288	960	581	221	5,052	9	5,062

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

	食料品製造・販売 (百万円)	食料品卸売 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	51,365	19,207	1,997	72,570	-	72,570
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	279	50	1,900	2,230	(2,230)	-
計	51,644	19,258	3,897	74,801	(2,230)	72,570
営業利益	4,589	1,065	230	5,885	1	5,887

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	食料品製造・販売 (百万円)	食料品卸売 (百万円)	コカ・コーラ (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	100,992	41,874	58,033	3,785	204,685	-	204,685
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	485	105	96	3,503	4,192	(4,192)	-
計	101,477	41,980	58,130	7,289	208,877	(4,192)	204,685
営業利益	6,224	2,252	732	447	9,657	19	9,676

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

	食料品製造・販売 (百万円)	食料品卸売 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	101,754	38,318	3,708	143,781	-	143,781
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	557	86	3,684	4,328	(4,328)	-
計	102,311	38,405	7,392	148,109	(4,328)	143,781
営業利益	9,641	2,013	459	12,115	6	12,121

(注) 1. 事業区分の方法

「日本標準産業分類」を参考に当社の管理上の区分を勘案して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品等の名称

前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間

事業区分	主要製品・商品名及び事業内容
食料品製造・販売	しょうゆ、つゆ・たれ等しょうゆ関連調味料、デルモンテトマト加工品・野菜果実飲料・缶詰、みりん、ワイン、豆乳飲料、業務用食材、健康食品
食料品卸売	東洋食品等
コカ・コーラ	コカ・コーラ等の清涼飲料
その他	医薬品、化成品、不動産賃貸、物流、レストラン

当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間

事業区分	主要製品・商品名及び事業内容
食料品製造・販売	しょうゆ、つゆ・たれ等しょうゆ関連調味料、デルモンテトマト加工品・野菜果実飲料・缶詰、みりん、ワイン、豆乳飲料、業務用食材、健康食品
食料品卸売	東洋食品等
その他	医薬品、化成品、不動産賃貸、物流、レストラン

3. 会計処理の方法の変更

当第2四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. 会計処理基準に関する事項の変更に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日) が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い第1四半期連結会計期間から当会計基準を適用し、当社及び一部の連結子会社の棚卸資産(しょうゆの原材料(包装材料を除く) ・仕掛品・製品) の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、食料品製造・販売事業で2,514百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	72,658	24,906	7,420	104,986	-	104,986
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,742	559	163	4,464	(4,464)	-
計	76,401	25,465	7,584	109,451	(4,464)	104,986
営業利益	1,868	2,308	875	5,052	10	5,062

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	42,512	23,751	6,306	72,570	-	72,570
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,608	380	176	4,165	(4,165)	-
計	46,121	24,132	6,482	76,736	(4,165)	72,570
営業利益	2,713	2,300	835	5,849	38	5,887

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	139,665	50,106	14,913	204,685	-	204,685
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,876	1,816	296	9,989	(9,989)	-
計	147,541	51,923	15,210	214,675	(9,989)	204,685
営業利益	2,763	5,177	1,791	9,732	(56)	9,676

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	83,352	47,944	12,484	143,781	-	143,781
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,273	827	361	8,461	(8,461)	-
計	90,626	48,771	12,845	152,243	(8,461)	143,781
営業利益	5,772	4,913	1,512	12,199	(77)	12,121

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ……米国

(2) その他の地域 ……ヨーロッパ諸国、アジア・オセアニア諸国

3. 会計処理の方法の変更

当第2四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. 会計処理基準に関する事項の変更に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い第1四半期連結会計期間から当会計基準を適用し、当社及び一部の連結子会社の棚卸資産(しょうゆの原材料(包装材料を除く)・仕掛品・製品)の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、日本で2,514百万円増加しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	24,670	9,129	33,800
連結売上高（百万円）	-	-	104,986
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	23.5	8.7	32.2

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	23,541	7,689	31,230
連結売上高（百万円）	-	-	72,570
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	32.4	10.6	43.0

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	49,836	17,966	67,802
連結売上高（百万円）	-	-	204,685
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	24.3	8.8	33.1

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	47,594	15,138	62,732
連結売上高（百万円）	-	-	143,781
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	33.1	10.5	43.6

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国

(2) その他の地域・・・ヨーロッパ諸国、アジア・オセアニア諸国

3．海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

記載すべき事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価の株式報酬費用 8百万円
 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 86百万円

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(執行役員兼務) 7名 当社使用人 40名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 344,000株
付与日	平成21年9月24日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成23年10月1日から 平成26年9月30日まで
権利行使価格(円)	1,177
付与日における公正な評価単価(円)	277.05

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	780.67円	1株当たり純資産額	774.61円

2. 1株当たり四半期純利益等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	25.57円	1株当たり四半期純利益	28.52円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	25.57円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	5,038	5,891
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,038	5,891
期中平均株式数(千株)	197,005	206,621
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	47	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	11.24円	1株当たり四半期純利益	12.47円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11.24円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	2,280	2,575
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,280	2,575
期中平均株式数(千株)	202,890	206,606
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	50	-

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

(持株会社移行に伴う会社分割)

1. 会社分割の趣旨及び理由

当社は、平成21年10月1日付で持株会社制に移行しました。持株会社制への移行は、当社の営む食料品製造・販売事業を「キッコーマン食品株式会社」に、飲料販売事業を「キッコーマン飲料株式会社」に、総務、人事、経理、情報システム等の間接業務を「キッコーマンビジネスサービス株式会社」に、それぞれ承継させる新設分割によっております。

当社グループが今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社制に移行する目的は以下の通りです。

(1)グループ戦略機能の強化

持株会社制に移行することで、グループ経営戦略の立案機能を強化するとともに、グループ経営資源の配分を最適化します。

(2)各事業会社の価値創造力強化

各事業会社は、グループ経営戦略に基づき、それぞれの権限と責任の下、担当する事業に特化し、価値ある商品・サービスの提供を行います。

(3)グループシナジーの発揮

持株会社を核にグループの人材・技術・ノウハウ等を横断的に活用することでグループシナジーを発揮します。

2. 会社分割に係る分割会社又は承継会社の名称、事業内容、規模等

(1)新設分割会社(平成21年10月1日現在)

キッコーマン株式会社

a. 事業内容	グループ戦略立案、事業会社の統括管理、しょうゆ、しょうゆ関連調味料、食品、飲料、酒類の販売及び不動産の賃貸・管理	食
b. 設立年月日	大正6年12月7日	
c. 本店所在地	千葉県野田市野田250番地	
d. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 染谷 光男	
e. 資本金	11,599百万円	
f. 発行済株式数	210,383,202株	

(2)新設分割設立会社(平成21年10月1日現在)

キッコーマン食品株式会社

a. 事業内容	しょうゆ、しょうゆ関連調味料、食品、酒類、医薬品等の製造及び販売
b. 設立年月日	平成21年10月1日
c. 本店所在地	千葉県野田市野田250番地
d. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 染谷 光男
e. 資本金	5,000百万円
f. 発行済株式数	100,000株

キッコーマン飲料株式会社

a. 事業内容	飲料の販売
b. 設立年月日	平成21年10月1日
c. 本店所在地	千葉県野田市野田250番地
d. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 重山 俊彦
e. 資本金	100百万円
f. 発行済株式数	2,000株

キッコーマンビジネスサービス株式会社

a. 事業内容	総務、人事、経理、情報システム等の間接業務の提供
b. 設立年月日	平成21年10月1日
c. 本店所在地	千葉県野田市野田250番地
d. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 幸男
e. 資本金	100百万円
f. 発行済株式数	2,000株

当第2四半期連結会計期間
 (自平成21年7月1日
 至平成21年9月30日)

3. 会社分割の形態

当社を新設分割会社とし、「キッコーマン食品株式会社」、「キッコーマン飲料株式会社」及び「キッコーマンビジネスサービス株式会社」をそれぞれ新設分割設立会社とする新設分割です。

4. 会社分割の時期

持株会社移行決定取締役会	平成21年1月26日
新設分割計画承認取締役会	平成21年4月27日
新設分割計画承認株主総会	平成21年6月23日
分割の効力発生日及び分割登記	平成21年10月1日

(事業の種類別セグメントの変更)

当社は、グループ戦略機能の強化、各事業会社の価値創造力強化、グループシナジーの発揮を目的とし、グループ経営体制を平成21年10月1日付で持株会社制に移行しました。

これに伴い、事業の種類別セグメント情報における事業区分を新たなマネジメント体制を考慮したセグメントに変更することとしました。

これにより、従来、事業の種類別セグメントにおける事業区分は「食料品製造・販売」、「食料品卸売」、「その他」に区分しておりましたが、これを「国内 食料品製造・販売」、「国内 その他」、「海外 食料品製造・販売」、「海外 食料品卸売」に区分することといたしました。

当第2四半期連結累計期間における事業の種類別セグメント情報を、変更後の事業区分により表示すると以下のようになります。

	国内 食料品製造 ・販売 (百万円)	国内 その他 (百万円)	海外 食料品製造 ・販売 (百万円)	海外 食料品 卸売 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	77,188	3,559	21,328	41,705	143,781	-	143,781
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	3,684	3,154	154	7,012	(7,012)	-
計	77,206	7,243	24,483	41,860	150,793	(7,012)	143,781
営業利益	4,748	475	4,909	2,073	12,207	(85)	12,121

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤 修司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤 修司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成20年9月26日改正）を早期適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。